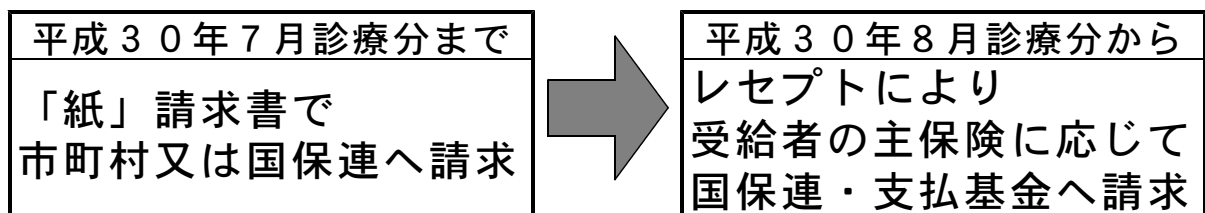


北海道庁からのお知らせ

平成30年8月診療分より
重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児医療
の請求方法等が変わります。

① 請求方法の変更（重度・ひとり親・乳幼児医療）

医科・歯科・調剤・訪問看護について、
「紙」の請求書からレセプト請求へ変更します。

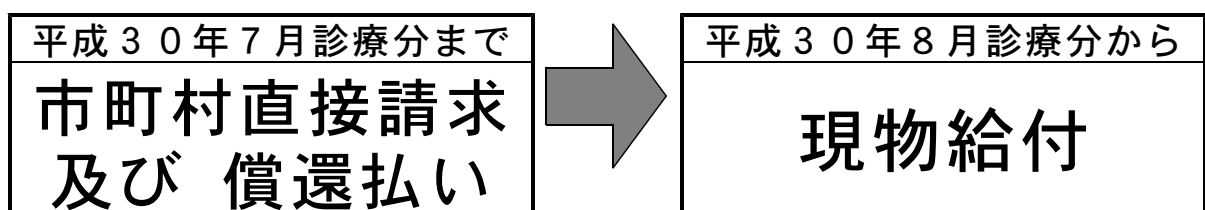


- 平成30年8月診療分より、「紙」請求書は使用できません。
- 「紙」請求書を使用すると、「紙」請求書及びレセプトが返戻されてしまいます。

※ 平成30年7月以前診療分の月遅れ請求は、「紙」の請求書を使用してください。
※ 柔道整復については、請求方法に変更がないので、「紙」請求書を使用してください。

② 乳幼児医療に係る給付方法の変更

乳幼児医療がレセプト請求となることから、
給付方法が全て現物給付へ変更します。



◎裏面もお読みください。→

- ③ これまで、乳幼児医療について
レセプト請求・現物給付を行っていた場合は、
変更ありません。

医科・歯科・調剤・訪問看護について、平成30年8月診療分よりレセプト請求・現物給付を全道一律に実施します。

- ④ レセプト請求方法（作成・記載事例）

具体的なレセプト請求方法（作成・計算事例）については、
審査支払機関のホームページをご覧ください。

- 社会保険診療報酬支払基金北海道支部
http://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/chitan/jutaku/01_hokkaido.html
- 北海道国民健康保険団体連合会
<http://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/category/4.html>

- ⑤ 国公費との併用

北海道医療給付事業は、全ての国公費と併用レセプト請求
することができます。

- ⑥ 患者窓口負担

北海道医療給付事業の患者窓口負担は、北海道基準と市町村
が独自に助成（上乘せ・独自拡大）している場合があります
ので、受給者証の記載内容を必ずご確認ください。

【照会先】

- 重度心身障がい者医療
北海道保健福祉部福祉局
障がい者保健福祉課 電話：011-204-5264 内線：25-732
- ひとり親家庭等及び乳幼児医療
北海道保健福祉部子ども未来推進局
子ども子育て支援課 電話：011-206-6343 内線：25-767